

自然災害等の影響による学会事業開催に関する申し合わせ

2019年5月26日制定

本申し合わせは、本学会としての基本方針を記したものであり、実際の運用は事業内容や各年度および開催場所等の事情を勘案して決定される。

I. 台風等の影響による学会事業の開催中止等の判断

1. 学術集会の場合

1) 開始前に学術集会開催地に台風等の接近により開催が危ぶまれる場合は、下記のとおりとする。

(1) 学術集会2日前の午後5時頃までに、学術集会の中止の可能性について、本会 HP および学術集会 HP に告知する。

(2) 中止の可能性がある場合には、次の(3)(4)の判断基準となりうる可能性を明示する。

(3) 学術集会前日正午の時点で開催地に「暴風警報」等の気象警報が発令されている場合、学術集会は中止とし、その旨を本会 HP および学術集会 HP に掲載する。

(4) 学術集会初日の午前6時以降、開催地に「暴風警報」等気象警報の発令予測される場合、学術集会は中止とし、その旨を本会 HP および学術集会 HP に掲載する。

2) 学術集会1日目、開催地に「暴風警報」等気象警報が発令されず、1日目夜間に台風等が通過し、学術集会2日目朝には気象警報が解除される見通しの場合は、学術集会2日目はプログラム通り実施する。この旨を、学術集会1日目会場で案内するとともに、その旨を本会 HP および学術集会 HP に掲載する。

3) 上記、1) および2) の判断は、学術集会展長が企画員委員会と協議の上行い、理事長の了承を得るものとする。

4) 3) の判断の結果については、学術集会展長の指示により本会 HP への掲載は本会事務局および学術集会 HP への掲載は学術集会事務局が行う。

5) 学術集会が中止となった場合、既に納入された学会参加費は返却しない。

6) 中止によって発表ができなくなった一般演題は、抄録集への掲載をもって発表したものと認める。

7) 1)～6) の申し合わせ事項については、学術集会 HP に掲載するとともに学術集会抄録集に掲載する。

8) 各種講演者への対応については、下記のとおりとする。

(1) 学術集会が中止となった場合には、既に発生している交通費・宿泊費等の実費を支払う。

(2) 学術集会中止等に係る連絡は、学術集会企画委員会が行う。

9) 学会当日の展示業者への対応については、下記のとおりとする。

(1) 学術集会が中止となった場合の展示料の取り扱いについては、学術集会企画委員会が事前に展示業者と協議しておく。

(2) 学術集会中止等に係る連絡は、学術集会企画委員会が行う。

2. 地区研修会の場合

1) 開始前に地区研修会開催地に台風等が接近し、開催が危ぶまれる場合は、下記のとおりとする。

- (1) 地区研修会開催 2 日前の午後 5 時頃までに、地区研修会の中止の可能性について、本会 HP に告知する。
 - (2) 中止の可能性がある場合には、次の (3) (4) の判断基準となりうる可能性を明示する。
 - (3) 地区研修会前日正午の時点で開催地に「暴風警報」等気象警報が発令されている場合、地区研修会は中止とし、その旨を本会 HP に掲載する。
 - (4) 地区研修会当日の午前 6 時以降に、開催地に気象警報が発令されることが予測される場合、地区研修会は中止とし、その旨を本会 HP に掲載する。
- 2) 上記、1) の判断は、研修委員会委員長と地区研修会実行委員長が協議の上決定し、理事長の了承を得るものとする。
- 3) 2) の判断の結果については、地区研修会委員長の指示により本会 HP への掲載は本会事務局が行う。
- 4) 地区研修会が中止となった場合、既に納入された参加費は返却しない。
- 5) 1) ~ 4) の申し合わせ事項については、地区研修会ポスターに概要を記載する。
- 6) 各種講演者への対応は、下記のとおりとする
- (1) 地区研修会が中止となった場合は、既に発生している交通費・宿泊費等の実費を支払う。
 - (2) 地区研修会中止等に係る連絡は、地区実行委員長が行う。

3. その他の事業の場合

- 1) 学会認定運動器看護師制度における育成講座、フォローアップ研修、認定試験については、上記 1、2 を参考にして、別途定め関連の冊子等に掲載し周知するものとする。
- 2) その他の本会の事業においては、必要時検討して関係者に周知するものとする。

II . 台風以外の自然災害等の影響による学会事業開催中止等の判断

上記 I を参考にして、必要時、当該事業責任者が理事長と協議の上決定し、当該事業責任者の指示により、本会事務局が判断内容を学会 HP に掲載する。

III. 本申し合わせ事項については、本会 HP および学術集会 HP に掲載するとともに、各事業参加者へ配布する冊子等に各事業に該当する内容を掲載し、周知する。

IV. 本申し合わせの改廃は、理事会において決定する。

附則

この申し合わせは、2019 年 5 月 26 日から施行する。